# 一関地区広域行政組合指定公金事務取扱者に関する会計管理者検査実施要綱

令和８年３月23日

一関地区広域行政組合告示第23号

（趣旨）

第１　この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の２第８項の規定により会計管理者が実施する検査に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第２　会計管理者が実施する検査等に関しては、一関市指定公金事務取扱者に関する会計管理者検査実施要綱（令和８年一関市告示第63号）を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | |
|---|---|
| 一関市会計管理者の補助組織に関する規則（平成17年一関市規則第４号） | 一関地区広域行政組合会計管理者の補助組織に関する規則（平成18年一関地区広域行政組合規則第５号） |
| 一関市職員服務規程（平成17年一関市訓令第22号） | 一関地区広域行政組合職員の服務等に関する規則（平成18年一関地区広域行政組合規則第29号）第２条の規定によりその例によることとされる一関市職員服務規程（平成17年一関市訓令第22号） |
| 一関市財務規則（平成17年一関市規則第51号）第２条に規定する各課等 | 一関地区広域行政組合管理者部局行政組織規則（平成18年一関地区広域行政組合規則第４号）に定める課等及び一関地区広域行政組合会計管理者の補助組織に関する規則（平成18年一関地区広域行政組合規則第５号）に定める会計課 |

制定文（抄）（令和８年３月23日告示第23号）

令和８年４月１日から施行する。